

生活福祉資金（不動産担保型生活資金）貸付条件等一覧

平成30年4月1日

資 金 種 類		貸付条件					
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
4 不動産担保型生活資金							
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の評価額の7割程度 月30万円以内 	借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後3月以内	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 推定相続人中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	<ul style="list-style-type: none"> ・居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割） ・貸付基本額の範囲内（生活扶助額の1.5倍以内） 					不要